○ 財務省告示第 105号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号)第 5条第 11項及び政府資金調達事務取扱規則(平成 11年大蔵省令第 6号)第 5条第 11項の規定に基づき、令和 4年 3月 22日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和4年4月8日

財務大臣 鈴木 俊一

- 1 名 称 及 び 記 国 庫 短 期 証 券 (第 1066 回) 号
- 2 発 行 の 根 拠法 律 及 び その 条 項

特別会計に関する法律 (平成 年 法 律 第 23 号) 第 46 条 第 1 項 並びに財政法(昭和22年法律第 3 4 号) 第7条第1項、 財政融資 資金法(昭和26年法律第100号) 条第1項並びに特別会計に 関する法律(平成 19年法律第 83条第1項、第94 号) 第 2 項 、 同 条 第 4 項 、 第 95 条 第 1 第 136 条 第 1 項 及 び 第 項、 条 第 1 項

3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4 発 行 方 法

価格を競争に付して行われる入 (以下「価格競争入札」 う。)による発行(以下「価格競 争入札発行」という。)及び 入札と同時に行われ る 入札 であって、 財務大臣が各 債 市 玉 加者ごとに応募 別 限度 を定めるものによる発行 (以下 「国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」という。)

- 5 募 入 決 定 の 方 法
 - (1) 価格競争 入札発行
 - (2)国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行
- 6 発行額
 - (1) 価格競争 入札発行

 各 申 込 み の う ち 応 募 価 格 の 高 い

 も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り

 当 て る。

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

額 面 金 額 で 2,837,610,000,000円

ち、 特別会計に関する法律第 46条第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 した割引短期国債については、 額 面 金 額 で 2,137,700,000,000 円、 財政法第7条第1項、 財政 資資金法第9条第1項並びに 特別会計に関する法律第83条 第 94 条 第 2 項 、 項、 同 条 第 第 95条第1項、第136条第 項及び第 137 条 第 1 項 の 規 定 基づき発行した政府短期証券 9 いては、 額 面 金 額 で 699,910,000,000 円

特別会計に関する法律第 46条第 1 項の規定に基づき発行した割 引短期国債については、額面金 額で 662,300,000,000円

- 7 払 込 金 額
 - (1) 価格競争 入札発行
- 2,839,314,575,500 円
- (2) 国 債 市 場

662,697,380,000 円

- 8 最低額面金額

50,000 円

9 振 替 単 位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

- 10 発行日
- 令和 4 年 3 月 22 日
- 11 発行価格
 - (1) 価格競争 入札発行

額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円 5 銭 5 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価格

(2)国債市場特別参加者・第項非価格競争入机発

額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円 6 銭

12 償 還 期 限

行

令和 5年 3月 20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

- 13 償還金額
- 額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
- 14 元 金 支 払 場 所

日本銀行

- 15 入札参加者
- 財務大臣から通知を受けた者
- 16 払込期日

令 和 4 年 3 月 22 日